

大和市告示第84号

大和市行政協力員制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月28日

大和市長 古谷田 力

大和市行政協力員制度実施要綱の一部を改正する要綱

大和市行政協力員制度実施要綱（令和2年大和市告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。